

独立行政法人勤労者退職金共済機構平成21事業年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付けをもって厚生労働大臣から認可を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第2期）に定めた事項を実施するため、同法第31条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構平成21事業年度計画（計画期間平成21年4月1日から平成22年3月31日）を次のとおり定める。

平成21年3月31日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 樋爪 龍太郎

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務実施体制の確立

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図る。また、業務処理方法を見直すことにより、外部委託の拡大に努める。

2 中期計画の定期的な進行管理

- ① 平成20事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成21事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。
- ② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成20事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。
- ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。

3 内部統制の強化

各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極

的に公表する。

4 業務運営の効率化に伴う経費節減

(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費

運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、業務運営全体を通じて一層の効率化を行うことにより、更なる経費の節減を図るとともに予算の適正な執行を行う。

(2) 人件費

人件費については、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。
併せて、機構の給与水準について検証を行う。

(3) 随意契約の見直しについて

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、国における状況等を踏まえ同計画及び取組状況を検証し、必要に応じて同計画の見直しを行う。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 確実な退職金支給のための取組

(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組

イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策

従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成21年度においては、以下の取組を着実に実施する。

- i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。

- ii) 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。
 - iii) 前記ii)の通知から3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。
 - iv) 前記i)～iii)の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。
- ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策
- 平成19年度、20年度の未請求者及び既に退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。
- ハ 周知の徹底等
- i) ホームページに平成21年度前半を目的に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名を掲載する。
 - ii) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。
 - iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行う。
- ニ 調査、分析
- 平成20年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。

(2) 特定業種退職金共済事業

① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等

イ 長期未更新者への取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。
- ii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- iii) これまでの長期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、引き続き現況等の調査を行うとともに、住所等が判明した者については、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。
- iv) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
- v) 被共済者重複チェックシステム等を活用し、新規加入時に重複加入の

有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。

- vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

ロ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

- i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。
- ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。
- iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。
- iv) 実態調査を実施し、共済証紙の貼付状況等を把握する。

② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。
- ii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。

なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。

- iii) 前記ii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- iv) ホームページ、業界紙及びポスター等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- v) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。
- iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。

なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。
- iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。
- v) ホームページ、事業主団体の広報誌及びポスターなどを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。
- vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。

2 サービスの向上

(1) 業務処理の簡素化・迅速化

- ① 機構が作成した「事務処理等の改善計画」に基づき、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。
- ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行う。
 - i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）。)
 - ii) 建退共事業においては、受付から30日以内。
 - iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から39日以内。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

- ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホーム

ページ上のQ&A等に反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。また、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。

- ② 相談業務については、引き続き相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。
- ③ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。

(3) 積極的な情報の収集及び活用

- ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。
- ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。
- ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。
- ④ 建退共事業においては、建退共事業に係る履行状況等を把握するため、事業主等に対する実態調査を実施し、調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。

3 加入促進対策の効果的实施

(1) 加入目標数

平成21年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。

- | | |
|--------------|----------|
| ① 中退共事業においては | 400,600人 |
| ② 建退共事業においては | 131,000人 |
| ③ 清退共事業においては | 160人 |
| ④ 林退共事業においては | 2,300人 |
| 合計 | 534,060人 |

(2) 加入促進対策の実施

中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体

等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、必要に応じて理事長をはじめとする役員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。

① 広報資料等による周知広報活動

イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（各本部、支部、相談コーナー等）に備付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施するとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。

また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ上で配信する。

ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

また、中退共事業及び建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。

ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。

ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

② 個別事業主に対する加入勧奨等

イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。

ロ 中退共事業においては、開業数も従業者数も伸びているサービス業、特に医療・福祉分野の関連団体及び会員法人等に重点的にチラシを配布するなど積極的な加入促進を展開する。

ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。また、既加入事業主に対して、年度を通じて一定期間追加申込みのない事業主に対して追加加入促進を実施する。

i) 社会保険労務士会等と効果的な加入促進の方策を具体化するため、打合せ会議を開催し、連携を強化する。

ii) 関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー等での制度説明及び制度紹介用動画の活用を依頼す

る。

iii) 委託団体の拡大を図るため、サービス業のうち医療・福祉関係の団体に対し、業務委託契約締結の働きかけを行う。

iv) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を東京都及び関東近県で開催する。また、制度説明会参加事業所については、その後のフォローアップを行う。

ニ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。

ホ 清退共事業においては、

i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。

ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。

ヘ 林退共事業においては、

i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行う。

ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

〈中退共事業〉

i) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ参加し、制度の周知広報を行う。

〈建退共事業〉

i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。

ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請

する。

- iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

〈清退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。

〈林退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。

④ 集中的な加入促進対策の実施

イ 厚生労働省、国土交通省及び林野庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。

- i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施
- iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開
- iv) 中退共事業においては、10月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、理事長をはじめ役員によるトップセールス及び関係機関に対する広報誌等への記事掲載依頼を行う。

ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。

〈中退共事業〉

- i) マスメディア等による広報、未加入事業所に対する個別訪問による加入促進の実施
- ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催

〈建退共事業〉

- i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催
- ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施
- iii) 個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施
- iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布
- v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施

〈清退共事業〉

- i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底
- ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼

〈林退共事業〉

林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体の未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請。

⑤ 適格退職年金からの移行促進

厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するため、周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を行う。

- i) 厚生労働省の協力を得ながら、社会保険労務士会等とも連携した周知広報等の実施
- ii) 受託機関等との連携のもとに個別相談会の開催や事業所訪問を全国的に展開
- iii) 機構が主催する移行説明会の実施及び説明会参加事業所等に対するフォローアップ
- iv) ホームページやプレスリリース等を活用した情報提供

⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施

イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。

ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。

ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行う。

- i) 平成20年度から実施している3年目研修（森林施業効率化研修）に合わせ、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行う。
- ii) 実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行う。
- iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行う。
- iv) 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 累積欠損金の処理

累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を、必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。

- ① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善
- ② 事務の効率化等による経費節減

2 健全な資産運用等

- ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。
- ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。
- ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成20年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。
- ④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。

第4 その他業務運営に関する事項

- ① 退職金機構ビル及び同別館については、機構が設置した「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」において、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について検討を行う。
- ② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、平成21年度末の廃止までに現に居住する職員の円滑な退去が図れるように努めるとともに、厚生労働省、独立行政法人雇用・能力開発機構と連絡をとりつつ廃止後の処分について協議を進める。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

- ① 機構総括 別紙－ 1 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－ 2 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 3 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 4 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 5 のとおり

2 収支計画

- ① 機構総括 別紙－ 6 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－ 7 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 8 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 9 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 10 のとおり

3 資金計画

- ① 機構総括 別紙－ 11 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－ 12 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 13 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 14 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 15 のとおり

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円

2 想定される理由

- ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。
- ② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。
- ③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ② これまでの研修結果を踏まえ、「平成21年度研修計画」を策定、実施する。
また、業務に関連する分野の資格取得を資金面から支援する。
- ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定及び特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務

予算（平成 21 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	520,859
運営費交付金収入	3,270
国庫補助金収入	7,465
業務収入	508,941
掛金等収入	467,991
運用収入等	40,949
業務外収入	2
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	428
建設業退職金共済事業等勘定より受入	711
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	6
林業退職金共済事業等勘定より受入	36
支 出	535,282
退職給付金等	523,587
業務経費	7,677
退職金共済事業関係経費	4,901
運用費用等	2,774
業務委託手数料	2
一般管理費	146
人件費	2,691
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	741
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	422
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	2
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	17

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

[人件費の見積り]

21年度中2,051百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

予算（平成21年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	463,066
運営費交付金収入	2,533
国庫補助金収入	6,276
業務収入	453,515
掛金等収入	420,616
運用収入等	32,899
業務外収入	2
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—
建設業退職金共済事業等勘定より受入	703
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	5
林業退職金共済事業等勘定より受入	33
支 出	440,665
退職給付金等	433,101
業務経費	5,044
退職金共済事業関係経費	2,605
運用費用等	2,437
業務委託手数料	2
一般管理費	98
人件費	1,994
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	418
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	9

予算（平成21年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	55,714
運営費交付金収入	491
国庫補助金収入	1,134
業務収入	53,667
掛金等収入	45,790
運用収入等	7,877
業務外収入	1
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	418
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	3
支 出	91,769
退職給付金等	88,028
業務経費	2,517
退職金共済事業関係経費	2,185
運用費用等	332
業務委託手数料	0
一般管理費	31
人件費	482
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	703
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	7

予算（平成21年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	266
運営費交付金収入	109
国庫補助金収入	3
業務収入	152
掛金等収入	99
運用収入等	53
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—
林業退職金共済事業等勘定より受入	0
支 出	734
退職給付金等	578
業務経費	44
退職金共済事業関係経費	42
運用費用等	2
業務委託手数料	0
一般管理費	8
人件費	97
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	5
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	1
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	1

予算（平成21年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	1,813
運営費交付金収入	137
国庫補助金収入	52
業務収入	1,607
掛金等収入	1,487
運用収入等	121
業務外収入	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	9
建設業退職金共済事業等勘定より受入	7
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1
林業退職金共済事業等勘定より受入	—
支 出	2,114
退職給付金等	1,880
業務経費	72
退職金共済事業関係経費	69
運用費用等	3
業務委託手数料	—
一般管理費	8
人件費	118
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	33
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—

収支計画（平成21年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	5,023,667
事業費用	531,867
一般管理費	7,750
貸倒引当金繰入	11
支払備金繰入	108,751
責任準備金繰入	4,375,269
事業外費用	18
経常収益	5,017,845
事業収益	512,929
運営費交付金収入	3,270
国庫補助金収入	7,465
資産見返補助金等戻入	3
貸倒引当金戻入	11
支払備金戻入	104,172
責任準備金戻入	4,389,993
事業外収益	2
純利益	△ 5,821
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 5,821

収支計画（平成 2 1 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	4,142,773
事業費用	440,196
一般管理費	4,703
貸倒引当金繰入	11
支払備金繰入	103,285
責任準備金繰入	3,594,561
事業外費用	17
経常収益	4,138,617
事業収益	457,207
運営費交付金収入	2,533
国庫補助金収入	6,276
資産見返補助金等戻入	3
貸倒引当金戻入	11
支払備金戻入	99,281
責任準備金戻入	3,573,304
事業外収益	2
純利益	△ 4,156
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 4,156

収支計画（平成 2 1 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	858,823
事業費用	89,162
一般管理費	2,704
貸倒引当金繰入	—
支払備金繰入	5,328
責任準備金繰入	761,627
事業外費用	2
経常収益	857,116
事業収益	53,911
運営費交付金収入	491
国庫補助金収入	1,134
資産見返補助金等戻入	—
貸倒引当金戻入	—
支払備金戻入	4,758
責任準備金戻入	796,822
事業外収益	0
純利益	△ 1,708
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 1,708

収支計画（平成21年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	5,589
事業費用	587
一般管理費	148
貸倒引当金繰入	—
支払備金繰入	11
責任準備金繰入	4,844
事業外費用	0
経常収益	5,578
事業収益	155
運営費交付金収入	109
国庫補助金収入	3
資産見返補助金等戻入	—
貸倒引当金戻入	—
支払備金戻入	9
責任準備金戻入	5,302
事業外収益	0
純利益	△ 11
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 11

収支計画（平成21年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	16,481
事業費用	1,921
一般管理費	195
貸倒引当金繰入	—
支払備金繰入	128
責任準備金繰入	14,237
事業外費用	0
経常収益	16,534
事業収益	1,656
運営費交付金収入	137
国庫補助金収入	52
資産見返補助金等戻入	—
貸倒引当金戻入	—
支払備金戻入	124
責任準備金戻入	14,565
事業外収益	0
純利益	53
目的積立金取崩額	—
総利益	53

資金計画（平成 2 1 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	925,016
業務活動による支出	534,605
業務支出	526,866
人件費	2,691
管理諸費	5,047
投資活動による支出	364,094
財務活動による支出	144
次年度への繰越金	26,174
資金収入	925,016
業務活動による収入	521,049
業務収入	510,312
運営費交付金による収入	3,270
国庫補助金による収入	7,465
その他の収入	2
投資活動による収入	369,816
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	34,151

資金計画（平成 2 1 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	783, 133
業務活動による支出	439, 999
業務支出	435, 302
人件費	1, 994
管理諸費	2, 703
投資活動による支出	335, 340
財務活動による支出	125
次年度への繰越金	7, 669
資金収入	783, 133
業務活動による収入	463, 316
業務収入	454, 506
運営費交付金による収入	2, 533
国庫補助金による収入	6, 276
その他の収入	2
投資活動による収入	311, 302
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	8, 515

資金計画（平成 2 1 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	137,350
業務活動による支出	91,757
業務支出	89,059
人件費	482
管理諸費	2,216
投資活動による支出	28,737
財務活動による支出	19
次年度への繰越金	16,837
資金収入	137,350
業務活動による収入	55,655
業務収入	54,030
運営費交付金による収入	491
国庫補助金による収入	1,134
その他の収入	0
投資活動による収入	57,311
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	24,385

資金計画（平成 2 1 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,294
業務活動による支出	734
業務支出	586
人件費	97
管理諸費	50
投資活動による支出	17
財務活動による支出	—
次年度への繰越金	543
資金収入	1,294
業務活動による収入	267
業務収入	155
運営費交付金による収入	109
国庫補助金による収入	3
その他の収入	0
投資活動による収入	557
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	469

資金計画（平成21年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,240
業務活動による支出	2,114
業務支出	1,919
人件費	118
管理諸費	77
投資活動による支出	1
財務活動による支出	—
次年度への繰越金	1,125
資金収入	3,240
業務活動による収入	1,811
業務収入	1,622
運営費交付金による収入	137
国庫補助金による収入	52
その他の収入	0
投資活動による収入	647
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	782